

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	3,661,220	549,183	39,298	50,293,789	53,994,307	549,183
社	債	3,156,880	473,532	2,667	25,019,614	28,179,161	473,532
預貯金	銀 行 預 金	27,773,953	4,166,093	653,891	3,668,727	32,096,571	4,166,093
	銀行以外の金融機関の預金	12,291,200	1,843,680	572,290	6,886,516	19,750,006	1,843,680
	勤 務 先 預 金	2,266,266	339,940	3,576	-	2,269,842	339,940
合同運用信託の収益の分配		183,866	27,580	12,769	3,649	200,284	27,580
公社債投資信託の収益の分配等		580,286	87,043	-	4,537	584,823	87,043
小 計		49,913,671	7,487,051	1,284,491	85,876,832	137,074,994	7,487,051
定期積金の給付補てん金等		1,131,140	169,671	-	49,614	1,180,754	169,671
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		319,789	64,325	3,903	-	323,692	64,325
割引債の償還差益		146,000	26,280	-	-	146,000	26,280
計		51,510,600	7,747,327	1,288,394	85,926,446	138,725,440	7,747,327

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	134,698,415	28,139,432	21,018,078	29,149,369	2,086,050	184,865,862	30,225,482
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	1,669,377	1,983,286	128,475	3,652,663	128,475
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	41,698,465	2,944,561	41,698,465	2,944,561
計	134,698,415	28,139,432	22,687,455	72,831,120	5,159,086	230,216,990	33,298,518

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整  
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	13,400,571	938,040

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,522,136,546	千円 51,060,182	千円 9,258,214,683	千円 286,505,730	千円 10,780,351,229	千円 337,565,912
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	6,897,321	56,767	64,855,462	1,103,525	71,752,783	1,160,292
	計	1,529,033,867	51,116,949	9,323,070,145	287,609,255	10,852,104,012	338,726,204
退 職 所 得		151,286,772	2,183,142	191,018,266	6,965,426	342,305,038	9,148,568
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金は	千円 18,490,859	千円 1,898,779
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	71,694,918	8,540,864
	診療報酬	81,236	7,070
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金は	78,393,498	5,108,817
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金は	4,018,052	414,665
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金は	16,414,367	930,476
	契約金・賞金	3,098,178	211,831
	小 計	192,191,108	17,112,502
法第203条の2該当（公的年金等）		34,905,014	1,040,310
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		236,828,402	1,042,549
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		30,632	2,287
計		463,955,156	19,197,648
災害減免法により徴収猶予したもの		-	21

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	64,544	9,794
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	12,504,904	625,074
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	2,236,160	410,432
退 職 手 当 等	50,163	7,305
人 的 役 務 の 報 酬	13,589	2,719
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	662,114	73,145
著作権の使用料又はその譲渡による対価	106,212	15,898
貸 付 金 の 利 子	730,009	79,500
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	326,165	45,981
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	2,492,290	249,261
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	486,913	88,552
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	234	47
賞 金	-	-
合 計	19,673,297	1,607,708

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得  
についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。